

## アゾ規制 2016年4月1日に施行

2015年4月8日、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」の政令が改正され、下記の通りの変更がありました。

### ①人の健康に被害を生ずるおそれがある物質として24種類のアゾ化合物を指定

### ②法律の施行日は2016年4月1日とする（法規制の開始日）

日本国内ではこの間、日本繊維産業連盟が発表した「繊維製品に係る有害物質の不使用に関する自主基準」を基に、ある程度対応が浸透してきています。しかし海外を見るとヨーロッパを中心に多くの国がすでに法律で規制しており、まだ日本が立ち後れていたことも事実です。

今回の法令化により、各企業においては今まで以上に管理体制強化が迫られることとなります。

以上は2015年4月10日現在の情報です。法改正の最新情報は[こちら](#)をクリックしてください

## アゾ規制への対応は？ — お気軽にニッセンケンにお問い合わせください —



今後、繊維製品および革製品の流通各段階において、特定芳香族アミンを使用していない旨の証明が必要になると思われます。具体的には、以下の3つの方法です。

- ①分析（試験）報告書【各検査機関発行】
- ②エコテックス規格 100 認証書  
【エコテックス認証機関発行】
- ③不使用宣言書【染色工場、染料メーカー発行】

ニッセンケンでは上記①②に対応をしております。詳細につきまして、お気軽にお問い合わせください。

《ニッセンケン エコテックス事業所》 TEL:03-5809-2810 E-mail: oeko-tex@nissenken.or.jp